

白山を登山する皆様へ 登山届は必ず提出しましょう

岐阜県では「岐阜県北アルプス地区及び活火山地区(御嶽山、焼岳、白山)における山岳遭難の防止に関する条例」により登山届の提出を義務付けています。

罰則 (過料)

登山届を提出しなかった者、虚偽の届出をした者は
5万円以下の過料が科せられます。

白山における罰則適用 **平成30年12月1日** から
※他の地区では既に罰則適用が開始されています。

対象地域は
裏面参照

photo:白山 (岐阜県山岳連盟提供)

何のために登山届を出すの？

- あらかじめ計画を立てることで無理な登山を防止し、体力・装備・技術にあった登山が楽しめます。
- 万が一、遭難事故にあったとき、遭難場所を特定しやすく、スムーズかつ効率的な救助活動を行うことができます。
- 遭難事故や噴火の発生時、家族や関係者と素早く連絡をとることができます。



提出方法

- 登山届ポストへの投函
- オンラインによる届出
コンパス ※コンパスは(公社)日本山岳ガイド協会が運営する登山届受理システムです。
- 右記機関への郵送、FAX、メール等

コンパス



提出機関

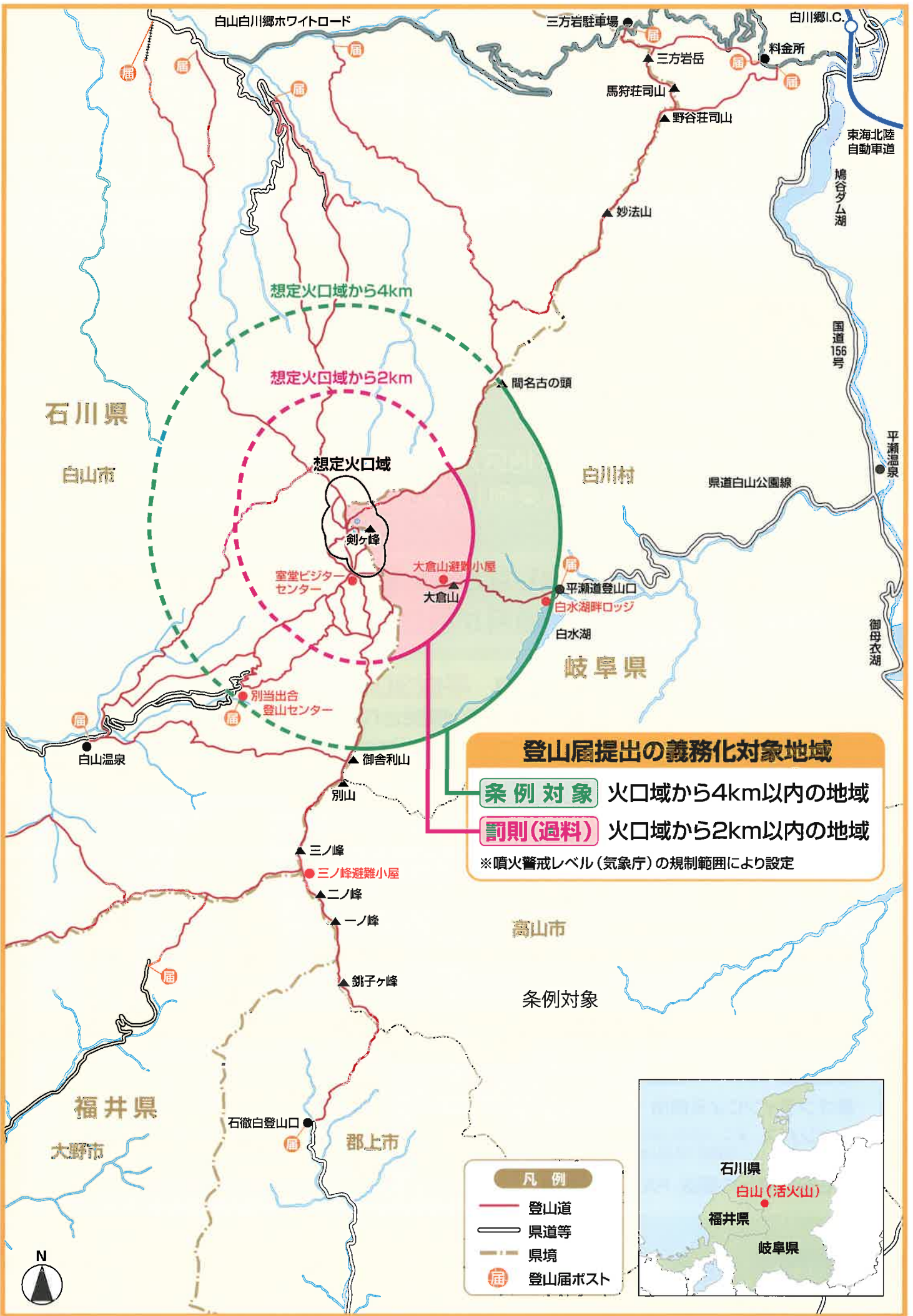
- 岐阜県防災課
- 岐阜県警察本部地域課
- 高山警察署及び郡上警察署並びに両署管内の交番・駐在所

条例に関する
問い合わせ先

岐阜県 防災課 山岳遭難・火山対策室 山岳遭難対策係
TEL:058-272-1131

登山届を必ず

出しましょう!



登山届提出の義務化対象地域

条例対象 火口域から4km以内の地域

罰則(過料) 火口域から2km以内の地域

※噴火警戒レベル(気象庁)の規制範囲により設定

高山市

条例対象

福井県

大野市

郡上市

岐阜県

白川村

石川県

白山市

- 凡例**
- 登山道
 - 県道等
 - 県境
 - Ⓜ 登山届ポスト

